

平成30年第3回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成30年9月11日
招集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員長	西岡克之	副委員長	饗庭敦子
委員	安部都	委員	安藤克彦
委員	河野龍二	委員	吉岡清彦
委員	竹中悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永正彦

説明のため出席した者

健康保険部長 中山庄治

(介護保険課)

課長 辻田正行

係長 島典明

社会福祉士 谷口宗士

(健康保険課)

課長 志田純子

課長補佐 木澤奈津代

参事 中村幸子

主任 永美将太郎

課長補佐 藤崎隆行

係長 松田祐貴

本日の委員会に付した案件

議案第 51号 平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 52号 平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第 53号 平成30年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 57号 平成29年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 58号 平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 59号 平成29年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時29分

散 会 15時47分

○委員長（西岡克之委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日は議案第53号平成30年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件について議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

皆さんおはようございます。それでは、議案第53号平成30年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして事項別明細書により御説明いたします。先に保険事業勘定の歳入から6、7ページをお願いいたします。4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業支援交付金は、ともに平成29年度の実績による交付金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付となっております。8款繰越金は、平成29年度決算に伴う繰越金が確定したものであるものでございます。次は歳出でございます。10、11ページをお願いいたします。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金でございます。平成29年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績に対する国、県の負担金、交付金の確定に伴う返還金となっております。7款1項1目予備費につきましては、歳入の補正額から歳出の6款の補正額を差し引きました金額を予備費に追加するものでございます。続きまして介護サービス事業勘定ですが18、19ページをお願いいたします。まず歳入ですが、2款1項1目繰越金は平成29年度決算に伴う繰越金が確定したものである金額を計上いたしております。次に22、23ページをお願いいたします。1款事業費2項介護予防、日常生活支援総合事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防ケアマネジメント作成に係る委託料を計上いたしております。2款1項1目予備費は、歳入の補正額から歳出の1款の補正額を差し引きました金額を新たに予備費として追加するものでございます。以上が補正予算（第1号）の主な内容になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明がありました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは保険事業勘定の歳出の予備費のところですけども、予備費ですから緊急的にいろんなところに出すのが可能な費用だというふうに思うんですけども、介護保険のところでは予備費を緊急的に支出したという背景がこれまであるのかどうか、少し教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

予備費からの充用ですけれども、昨年では地域支援事業費の事務費分ということで充当しております。あと予備費につきましては、給付が、今回決算では減額になっておりますので、予備費の充用ということはなかったんですけども、予備費の充用の基本的な考え方として給付に充てるというのがありますので、基本的には給付の方に充用したいと考えて計上しております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今回の補正と直接関係ないですが、例えば先程、地域保険事業に充当された、その充当額はどれくらいでしたでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

昨年度の決算で言いますと、地域支援事業に充用ということで291万6,000円を予備費から充用しております。

○委員長（西岡克之委員）

ほかにありますか。

保険事業勘定とサービス事業勘定、ボリュームが少ないので一緒にいきます。一緒に質疑をして結構です。

安部委員。

○委員（安部都委員）

23ページの介護予防ケアマネジメント作成委託料なんですけど、これは大体どのくらいあったのか教えて下さい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今回、委託料の補正ということで要望してるんですけども、件数的には月当たり60件の増ということで、8月の480件で計上しております。この背景というのが、包括支援センターにおきましては国の指導により強化ということが謳われております。その中で自立支援型の地域ケア会議を開催するという部分がございます、介護事業所からの支援とか使用の部分の部分が今回含まれる部分になりますので、今回、ケアマネジメント、今現在、大体全体の4分の3が直営で委託を行ってるんですけども、その割合を半分近くまで外部に委託という方向性で、介護保険運営協議会の方から強化に向けて委託を外部の方にとということで協議がなされておまして、この関係上、今後、外部委託に向かってということで予算を計上させていただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

同じとこなんですけれども、この介護予防ケアマネジメント、今の御説明では外部委託を増やしていくというふうに理解したんですけれども、今後は全部外部委託にするのか、徐々に移行していった全部外部にするのか、その辺を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今現在、外部に委託しているものというのが、介護から支援に軽度になった方ということで、引き続きケアマネジメントが必要な方が外部の方に委託という形で今現在しております。町内の事業所におきましては、それ以外の部分の委託というのを行っておりませんので、要支援の方の連携というのが今後重要な課題になってきておりますので、町内の事業所に対しての委託の部分を増やしていきたいと考えております。将来的には半分、今のところ半分程度を委託という形で考えておまして、第8期になるとまた内容が変わってきますので、7期中においては半分程度外部の方に委託したいというふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

ちょっと整理しますけども、今の答弁でよく理解ができない。だからもう一度、答弁を求めます。

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今現在、外部委託が4分の1という現状がありますので、50%ほどを目標に移行していきたいと考えております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

当初は241万3,000円予算を組んで、今回、補正で200万に近い分出てるかというふうに思うんですね。今後もまたこれが予想されて、また補正が出てくるのかなというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。というのは増えていくんですかね、対象者が段々増えていく、要介護から要支援になった方が増えていくという事でされるんですか。その辺りを教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

決算審査時の資料ということでお手元にお渡ししている分があるんですけれども、その

分で認定者の数は支援の方が現在増えております。そういう状況において、今回、補正予算に組んだものにつきましては、予算の範囲内で委託をするというふうを考えております。今後につきましては、直営部分もございますので、増える方につきましては直営で、できるだけ。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今回は外部委託が増えるということで補正予算を上げておられるけれども、今後、増えた場合は直営であるから、今後は補正予算には上がってこないよという御説明だったでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今後は増える分については職員の対応ということで、補正予算には次の計上というのは考えておりません。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それは例えば、今まで要介護だった人達が要支援の方にどんどん増えていくということなんですか。増えてその分が抑制された分が、例えば介護保険の改正があった分が、そのところで今後反映されるということでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

今現在、要支援の方のケアマネジメントの部分につきまして、直営で行っているものを一部、外部の方に委託を拡大するというので、今回補正予算ということで計上させていただきます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

同じ内容で少し、そもそもからちょっとお伺いしたいと思うんですけども、外部委託の必要性が生まれてきたというのは、先程ちょっと説明があった要支援が増えてきたということで、本来、介護サービス事業勘定でやれる分がやれなくなってきたというふうな形で外部委託をするという方向性なのか、ちょっとそこをお伺いしたい。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

こちらの背景というのが、国の方で包括支援センターの強化ということで7期については打ち出されております。その内容として、軽度の方ということで支援の方につきましては自立を促すということで自立支援ということで強化がされております。その取組として、本町では自立支援型の地域ケア会議というのを毎月開いているんですけども、その会議は要支援者の自立に対して目的があるんですけども、現在、町外町内、外部委託している方につきましては介護から支援に軽度化された方のみということで、町内の居宅においては全く支援を扱ってないという事例があります。そういった方を含めて、今回、支援のケアマネジメントをお願いして、包括との連携ということで、そういった自立型の会議に参加していただいて自立に向かって連携を図っていくという目的で、今回、外部委託という部分が出ております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それが包括支援センターの強化になるのかどうかがよく分からないんですね。その何でしょう、今まで直営でやれた分を外部に、そういう経験がないから外部委託をすると、それで外部、外部というのはいわゆる地域事業所ですたいね。が、それをすることでいろんなサービスの対応ができるということで、それが強化になるというふうな考えなのか、そもそもがなぜそうしないといけなくなったのかというのが、確かに国の指導というのが前提にあるんでしょうけど、国の指導が何をもって外部に委託しなさいというふうになったのかというのがちょっとよく分からないんで、そこをもう少し分かりやすくお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

分かりづらい説明で申し訳ございません。国の強化というのが本来、包括の業務として相談業務がございます。支援の方が増加するとケアマネジメント部分に職員の人手がさかれますので、その分、相談業務や他の連携、他事業者との連携という部分が業務的に追われるということで、今回一部ケアマネジメント部分を委託することによって業務を軽減し、相談業務とか、他の事業所との連携といった部分を強化するために、今回、業務の一部を委託ということで話をしております。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑ありませんか。質疑ありませんね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第53号平成30年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

（休憩）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。議案第59号平成29年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

それでは、議案第59号平成29年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、事項別明細書より御説明させていただきます。まず、決算の説明に入る前に先程お手元に追加資料ということでお渡ししましたけれども、その資料の中で介護保険被保険者数、認定者数、前年度比較表を御覧ください。平成29年度末の65歳以上である第1号被保険者数は1万431人で、前年度より262人、約2.6%の増となっております。長与町の人口は今、約4万2,000人台を推移しておりますので、町民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という状況になっております。第1号被保険者のうち認定者数は1,760人、昨年度末より4人の増となっており、要介護認定者数は昨年より25名減となる一方、要支援者数は29名の増と要支援者数が増加の傾向にあります。また認定率は16.9%、昨年度末より0.4%下がっており、ここ数年、認定率は減少傾向にあります。

それでは決算書の説明に入らせていただきます。決算書の14、15ページをお願いいたします。まずは保険事業勘定の歳入から1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料の収入額は7億1,172万9,513円で、前年度比で2,419万133円、3.5%の増となっております。収納率につきましては、現年分が99.5%、0.07ポイントの増。滞納繰越分が31.13%、前年度比の0.9ポイントの増。介護保険料全体では98.39%、0.12ポイントの増となっております。なお現年度分、滞納繰越分、不納欠損、収入未済額等の内訳は、先程の資料の歳入の収入状況を御参照いただければと思っております。続きまして2款使用料及び手数料は督促手数料の1,299件分でございます。3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は介護給付費に対する国の負担分で、法定負担率は施設分が15%、その他分は20%となっております。

2項国庫補助金1目調整交付金の介護給付に係る交付金となっております。2目及び3目は地域支援事業に係る交付金となっております。法定負担率は、それぞれ2目が25%、3目が39%となっております。16、17ページをお願いいたします。5目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対する国の補助相当分となっております。補助率が2分の1となっております。4款1項支払基金交付金は社会保険診療報酬支払基金より交付される第2号被保険者負担分で、1目は介護給付費、2目は地域支援事業費分で、それぞれ法定負担率28%で交付されております。また過年度分につきましては、前年度の実績により追加交付されたものになります。5款県支出金1項県負担金につきましても介護給付に対する県の負担分で、法定負担率は施設分が17.5%、その他分については12.5%となっております。16ページから19ページの2項県補助金は地域支援事業分で、国費と同様に法定負担分で1目は12.5%、2目は19.5%の割合で交付されております。5款財産収入1項財産運用収入は介護給付費準備基金の利子分となっております。7款繰入金1項一般会計繰入金は、1目が介護給付費、2目、3目が地域支援事業に対する町の法定負担分で、1目、2目が12.5%、3目が19.5%の負担率となっております。20、21ページの4目其他会計繰入金は事務費分の繰り入れ、5目につきましては低所得者保険料軽減分繰入金でございます。3項介護サービス事業勘定繰入金の1,042万7,281円は、介護サービス事業勘定の繰越金のうち第5期計画時の剰余相当分を保険勘定事業へ繰り出した分となっております。8款繰越金は平成28年度決算に伴う繰越金として2億1,669万3,742円となっております。9款諸収入21万1,921円のうち、1項延滞金、加算金及び過料2万5,900円は件数として20件分になります。2項町預貯金利子3,174円は介護保険特別会計の預金利息分になります。3項雑入18万2,847円のうち2目返納金2,478円は介護サービス費に係る返還金の5件分になっております。3目雑入の18万369円は、雑入としてめだか85事業実施の参加者の材料代及び認知症サポーター養成講座時のテキスト代と介護認定委託金、これにつきましては福祉事務所からの委託ということで、それぞれ受けた分ということで雑入になります。以上が介護保険事業の歳入ということで、収入済額の総額は28億7,916万1,859円で、前年度比1,146万7,458円、0.4%の増となっております。

次に保険事業勘定の歳出について御説明させていただきます。24、25ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の主なものとしましては、介護保険システム改修業務委託分と介護保険システム料となっております。支出総額794万913円は前年度比でマイナス118万2,939円の減で13%の減となっております。続きまして、2項徴収費1目賦課徴収費281万1,374円は前年度比26万4,354円、8.6%の減となっております。26、27ページをお願いいたします。3項1目介護認定審査会1,083万823円は認定審査会に係る経費で、主なものとして認定審査会委員30人分の報酬となっております。2目認定調査費等というこ

とで支出済額が1,718万2,602円、これにつきましては介護保険専門員及び介護認定調査員の報酬及び主治医の意見書作成委託料が主な支出の内容となっております。

4項趣旨普及費12万9,600円は、65歳到達者への介護保険制度等を理解していただくためのパンフレットや総合事業に係るパンフレットの印刷費分になります。28、29ページをお願いいたします。

5項介護保険運営協議会費503万1,353円は、運営協議会の開催に伴う委員の報酬及び費用弁償4回分に加え、29年は3年ごとに行われる介護保険事業計画の策定年度となり、第7期計画の作成に係る業務委託や町民アンケート調査に係る郵便代などの経費を支出しております。

2款保険給付費23億2,564万7,293円は、要介護認定者の方が利用された介護サービス費、要支援認定者の方が利用された介護予防サービス費の給付や給付に伴う審査手数料ということで、前年度比3,502万5,013円、1.5%の減となっております。その要因といたしましては、要介護認定者が昨年より減となっていることや総合事業の開始により要支援者の利用されたサービスのうち通所介護、訪問介護分が給付から地域支援事業費へと移行されたことが考えられます。

次に28ページから39ページが3款地域支援事業費になります。地域支援事業費は1億5,881万7,198円、前年度比1億246万2,564円と大幅な増となっております。先程の保険給付費で説明しましたが、給付費から地域支援事業費へと移行された分で大幅な増となっております。

28ページから31ページの1項介護予防生活支援サービス費9,721万9,261円は給付費から地域支援事業費へと移行された分で、前年度比では8,001万2,627円の増となっております。前年度比につきましては、28年度が10月からの開始ということで、29年度と比較すると大幅な増となっております。

30ページから31ページの2項一般介護予防事業費1,723万1,362円は、新しい総合事業への移行により介護予防二次予防事業、介護予防一次予防事業などが一般介護予防事業として整理されております。主な内容として、お元気クラブの開催や出前講座の開催に伴う報酬、めだか85、脳トレ教室、サポーターポイント制度事業の委託、いきいきサロンへの地域住民グループ支援事業補助金などの支出になります。事業内容につきましては、実施内容等ほぼ例年どおりの内容となっております。

30ページから39ページが3項包括的支援事業、任意事業費になります。支出済額が4,436万6,575円、前年度比2,575万1,760円と大幅な増となっております。その要因といたしましては、総合事業の開始により、在宅医療、生活支援、認知症総合支援事業などの新規事業と保健師、社会福祉士の専門職に係る部分の人件費相当につきまして、これまで一般会計で人件費を計上してございましたが、国等の指導により、平成29年度より介護特会に支出替えを行ったことが考えられます。人件費につきましては、包括支援センターに係る人件費ということになっております。

1目地域支援センター運営費1,911万6,333円は地域包括支援センターに係る職員給や育児休業代替職員に係る報酬等を支出しております。

32、33ページの2目総合相談事業費908万2,093円は介護保険課窓口において相談員3名と訪

問看護師3名に係る報酬と訪問看護師が使用する軽自動車リースなどが主な支出となっております。3目権利擁護事業6万5,920円は高齢者虐待ケース検討委員会の開催等による支出が主なものになります。34、35ページの4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費580万5,898円は前年度比338万295円の増となっております。内容といたしましては、主任介護支援専門員の配置に伴う報酬のほか、資質向上のための研修等に係る経費になり、増の要因といたしましては平成28年を他の科目で計上した1名分を合わせて2名ということで、報酬をまとめたことにより増となっております。5目在宅医療介護連携推進事業費130万6,186円は新規事業として長与町在宅医療連携推進協議会の運営に係る経費となっております。29年度は3つの作業部会を設置し、住民向けのリーフレットの作成、町内の医療機関や介護施設等資源のリスト化、医療介護職の連携を図るための事例検討会の開催などを実施しております。6目生活支援体制整備事業費329万2,977円は新規事業として地域包括ケアコーディネーター、生活支援コーディネーターの配置を行っております。業務内容といたしましては、高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するためということでコーディネーター等の報酬に伴う経費になっております。また地域の支え合いのためのセミナーというのを昨年度実施しまして、地域課題等の協議を行ってまいりました。36、37ページの7目認知症総合支援事業費315万1,150円は、新規事業として地域包括ケアコーディネーター、認知症地域支援推進員ということで認知症初期集中支援チームの配置に伴う報酬を支出しております。不用額として委託料の認知症初期集中支援チームということで出てるんですけども、これにつきましては年度内の設置ということで医師会等と協議を進めておりましたが、町内の医療機関での設置が難しいということで年度内の協議が整わなかったために不用額となっております。因みに、認知症初期集中支援チームにつきましては今年度の5月に長崎北病院と協議が整い、委託をお願いしております。8目任意事業費254万6,018円は前年度比372万8,686円、59.4%の減となっております。その要因といたしましては、脳トレ教室に係る分を一般介護予防事業へと支出を変更したことや、在宅介護者見舞金につきまして国の地域支援事業実施要綱の改正により支給要件が厳格されたために支給対象者がいなかったということで、この分が要因として考えられております。任意事業の主な事業内容としましては、自立型地域ケア会議時の専門職に係る報償費、家族介護支援事業費として介護学習会、認知症介護者の集い、地域支援自立事業として配食サービスに係る委託料、扶助費として介護用品支給を行っております。38、39ページ、4款基金積立金1,486円は介護給付費準備基金の利息分の積み立てを行っております。5款公債費は、一時借入を行っておりませんので不用額となっております。6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金22万2,900円は被保険者の死亡等による還付分となっております。2目償還金3,981万927円は、平成28年度交付金の確定に伴う国、県等の返還金となっております。以上が保険事業勘定の歳出、支出済額の総額が25億6,875

万4,634円、前年度比8,710万5,975円、3.5%の増となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定について42、43ページをお願いいたします。サービス事業勘定につきましては、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として要支援のケアプランや介護予防ケアマネジメントの作成に係る経費の勘定となっております。まず歳入の1款サービス収入1項1目1節介護予防サービス収入2,550万6,200円は前年度比で228万円、9.8%の増となっております。内訳といたしましては、ケアプランの作成ということで5,805件に対する収入1,443万5,000円と、介護予防ケアマネジメント作成2,526件分に対する収入ということで1,107万1,200円となっております。2項1目1節繰越金は平成28年度の決算によるもので1,285万1,868円と、3項諸収入の170円は介護保険特別会計のサービス勘定の分の預貯金利子になります。歳入済総額は3,835万8,238円で、前年度比で344万3,350円、9.9%の増となっております。

続きまして44、45ページをお願いいたします。1款事業費1項指定介護予防支援事業費2,095万7,641円は、前年度比72万9,189円、3.4%の減となっております。主なものとして地域包括支援センターの6人分の報酬とケアプランの962件分の作成委託料となっております。2項介護予防・日常生活支援総合事業233万9,410円は、前年度比196万3,220円と大幅な増となっております。介護予防ケアマネジメント622件分の作成委託料となっております。2款諸支出金1項繰出金1,042万7,281円は保険勘定の歳入のところで説明しましたが、5期計画までの剰余分について保険勘定へ繰り出しを行っております。支出済額の総額は3,372万4,332円、前年度比1,166万1,312円、52.9%の増となっております。

続きまして48ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ということで、保険勘定、サービス勘定、今年度については基金の繰り入れは行っておりません。49ページをお願いします。財産に関する調書、介護給付費等準備基金の決算年度末の現在高ということで、5期計画分の剰余金として1億6,935万3,486円を基金として積み立てております。

続きまして、主要な施策になりますけれども、2ページから9ページまでが保険勘定の分、10ページ以降がサービス勘定の分になります。2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出ともに29年度の予算額と決算額の執行率及び28年度の決算との増減を示しております。4ページにつきましては保険給付費の内訳を示しております。5ページから9ページにつきましては地域支援事業に係る事業になります。以上が介護保険特別会計の歳入歳出決算に関する説明になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（西岡克之委員）

ただいま、説明が終わりました。

場内の時計で35分まで休憩をとりたいと思います。

（休憩 10時22分～10時35分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。まず進め方について委員の皆様にご提案申し上げます。まずは介護保険の保険事業サービス事業の収入全般について質疑をしたいと思いますが、よろしいですか。サービスも含めて収入全般でしたいと思います。質疑のある方はどうぞ質疑をしてください。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは保険事業勘定の14、15ページの保険料のところでお伺いしたいと思います。まずは、いただいた資料で保険料の不納欠損が27年度と26年度、1件と9件出ております。この不納欠損の理由は何でしょうか、お伺いします。

○委員長（西岡克之委員）

島係長。

○係長（島典明君）

不納欠損の理由ですが、死亡が1件、生活困窮が9件ということになります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

生活困窮の場合は、これは徴収方法は普通徴収なのか、特別徴収の方もそういうふう
に該当するものがあるのか、お願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

島係長。

○係長（島典明君）

普通徴収になります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは、特別徴収と普通徴収の割合を教えてくださいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

係長。

○係長（島典明君）

特別徴収が88.6%、普通徴収が11.4%となっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

不納欠損をされた10件で、過年度分は不納欠損を上げられたということですが、
現年度分はどういう状況になってるのか。分かれば教えてくださいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

島係長。

○係長（島典明君）

不納欠損は収納推進課が年に1度行っているんですが、現年度分は行っておりません。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

質問の仕方がちょっとまずかったのかなと思うんですけども、不納欠損で過年度分は上げたということですけど、死亡以外ですと介護保険の請求は当然続いているわけですよ。ですから例えば違う制度によって介護保険料の負担が無くなったとかかなってるものなのかどうなのか、それとも介護保険料の請求がそのまま続いているのか。というのも、生活困窮ならば当然また同じ状態を繰り返すんじゃないかということで、その辺がどうなってるかというのをちょっとお伺いしたかったんですけども。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

不納欠損に係る滞納者ということで、こちらについては給付制限という形が出てくるものですから、不納欠損につきましては収納推進課と協議をして不納欠損の該当という形でさせていただいてるんですけども、基本的には介護保険料については、サービスを使われる可能性のある方についてはそのまま給付制限を行うようになりますので、できるだけ債務的には残して、介護サービスを使う際に協議をさせていただいているというのが現状になります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

保険料の請求は続いているということですよ。それで先程出ました給付制限で生活困窮で不納欠損上げられた方は、今、介護サービスは受けられてる状況なんですか。そこまで分かりますか。受けてらっしゃったらもう給付制限がされてるということですよ。ちょっとそこを現状教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

現在、不納欠損を行ってる方につきましては介護サービスを利用されていない方ということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

14、15ページと16、17ページのところで説明あったかもしれないけど、ちょっと分からないので、この現年度分介護予防日常生活支援総合事業交付金とその下にそれ以外の交付金とあるんですけれども、国とそして県の分と出てるんですが、もともとこの補助金が何%ずつなのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

地域支援事業につきましては大きく2つの項目ということになっております。これにつきましては、総合事業に伴う従来のデイサービス、ホームヘルプサービス。給付から移行した分と、それ以外の分ということで区分されているんですけれども、給付に係る分につきましては国が25%で、その他につきましては39%ということになっております。同様に県費につきましても給付から移行した部分につきましては12.5%、その他につきましては19.5%ということで、それぞれ給付に絡む分とそれ以外の分ということで補助金の率が変わっております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その交付に係るパーセンテージはどのようにして決められるのか、教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

補助率につきましては、国の地域支援事業の要綱において決まっております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

決まっているということは固定のパーセントと理解していいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

固定のパーセントで法定負担割合というふうになっております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

以外の事業ということで少し説明があったんですけど、ちょっと分かりにくいので、長与町でどんな事業がこの総合事業以外の地域支援事業に当たるのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

いろいろ事業の方が出たと思うんですが任意事業というのがありまして、認知症サポーター養成講座や介護学習会、認知症介護者リフレッシュの集い、在宅介護者見舞金、家族介護用品支給に配食サービス、そして成年後見制度の利用支援事業、介護給付費適正化事業、地域ケア会議推進事業、在宅医療介護連携推進事業、認知症の総合事業や生活支援体制整備事業となっております。

○委員長（西岡克之委員）

今の任意事業の件ですけども、委員の皆さんがメモが取りづらかったので1枚のペーパーなったものがありますか。任意事業の一覧表というか、それをちょっと請求をしたいと思いますが、委員の皆様いかがですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、そのコピーをいただけますか。一般と任意と分けて、もし分かれれば一緒にペーパーでいただきたいと思います。

部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

あとで、休憩時間に整理して持ってきます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

あとで整理して持ってきてください。

他に質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは歳入の20、21のところでは低所得者保険料軽減繰入金、これが対象がどういう、何件という対象が出るのか、金額の内訳を教えてくださいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

島係長。

○係長（島典明君）

内訳につきましては1,512人になります。それで国の負担が2分の1、県の負担が4分の1、町の負担が4分の1ということになります。

○委員長（西岡克之委員）

それでは、次に歳出にいきたいと思います。歳出もサービスと事業の部と両方一緒に質疑をしたいと思います。委員の皆様、質疑がある方はどうぞ。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

たくさんいろいろありますので、この主要な施策の報告書でこれにいろいろまとめた

とがありますのでそれを見ながら、4ページの1番上の方に介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があるとここに謳ってるわけですがけれども、介護の方は分かりますけれども、要支援者というその基準、こういった人達を認定しているいろいろなマネージャー達がするわけでしょうけども、いわゆる要支援者という範囲ですね、どういう方を要支援者と言うのか、ちょっとその基準を分かっておればお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

これの要支援者ということなるんですけども、認定審査会において支援の1、支援の2に認定された方が要支援者ということになります。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

だから要支援というその基準が1とか2、それはここ書いてるから分かるけれども、1がどういう人達の基準なのか僕でも当てはまるのか、2になるのか、そういう1つ何かそういうのを審査していくわけでしょうけども、どういうぐらいの方々がこの要支援という対象になるかというのを、そして1、2に区分けしていくわけでしょうけど、ちょっと基本的なことをお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

要支援の認定の大まかな範囲といいますか、まず認知があられる方につきましてはもう介護ということでなっておりますので、認知がない方、それとある程度自立ができる方になります。あと、症状が良くなったりとか悪くなったりとか症状が不安定な方につきましては介護1相当ということになりますので、基本的には認知がないというのが前提になるかと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

何かその1つの指針となる文面とかそういうのは、今、認知の人は介護になるけども、自立ができる。しかし、自立がどれぐらいの、機能不全とかそういうのがあるんじゃないかと思うけども、もう少し分かる基準というか、ないんですか。それによって認定していくわけでしょうからマネージャー達も、そういうのが何かあるんですか。文面的とか、あるいは1つの表にこういう症状の人は要支援には該当するとか、吉岡も該当するばいとか、手が震えてきたけんとか、ちょっと脳がおかしかけんとか、やっぱりそういうのが出てくると思うわけですね。だからそのマネージャー達が認定する何かがあっ

て初めて認定するわけでしょうから、ちょっとそこんところ分かるようにお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

認定につきましては認定調査員が調査をします。その調査の中身で身体機能、立ち上がれるのか、寝返りができるとか、つめ切りができるとか、視力とかそういった部分。あと生活機能ということで食事と排泄の部分。あと認知機能のところ。あと精神行動障害ということで、妄想とかそういった部分がないのか、薬の管理ができるのか、金額の管理ができるのかという各調査項目が5つほどあります。その部分で該当する箇所を集計して、例えば一般的に言われるのが30分、そういった時間計算という形でスライドするんですけども、その分で一定の時間が掛かるサービスというか、その人が自立するにはそれだけ時間が必要だという判断を基で、支援というふうに分かります。基本的にはもう認知がある方につきましては介護以上ということになりますので、認知がなくてということが主な内容になっております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

介護保険認定の調査員は今現在どのくらいいて、そして、どういった方達がされてるのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

永美主任。

○主任（永美将太郎君）

認定調査員ですけども、現在7名いらっしゃいます。どのような方がやっているかについてなんです、介護支援専門員、要はケアマネージャーの資格を持つての方ですとか、看護師の資格を持っている方等が県主催の認定調査員の研修を受けたことで、現在、本町でも認定調査員をやられています。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

審査会の方の30人は年に何回ぐらい審査を今されてるのかちょっと教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

永美主任。

○主任（永美将太郎君）

現在月5回実施しております、それが4月から9月まで。10月からは月6回、来年の3月まで実施。29年につきましては月5回の12か月で60回開催しております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

31ページの地域住民グループ支援事業補助金ですけれども、これは何件に幾らの補助をされるのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

こちらの地域住民グループというのが、いわゆる地域のサロンと言われているものです。現在、サロンは町内に19か所設置されております。この補助金は全てそのサロンを対象に支給した補助金となっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

19か所あるサロンに何を基準に、1人幾らとするのか、サロンの大きさなのか、ちょっと分かりませんが、その補助金をどんな形で出しておられるのか教えて欲しいのと、サロンの説明会があったということで、説明会を知らなかったとかいう住民の御意見もいただいたんですけれども、その辺りも教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

補助金の方が、29年度につきましては初年度限りとして補助限度額が5万円、そして年度基本額というのが1サロンにつき年間3万円と、それから人数に応じてなんですが10名以上20名未満だと1回当たり2,000円、20名以上だと1回当たり3,000円、それと施設使用料。サロンにつき年額の基本額と人数と回数によった金額と施設使用料ということで、これをプラスした形で上限額が10万円となっております。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

補足して説明させていただきます。先程、饗庭議員が言われた補助金の説明会なんですけれども、これにつきましては30年度からの補助金を見直すということで、今まで上限10万円ということで、1サロン10万円ということで行ってございましたけれども、サロンにつきまして参加される人数に大幅な開きがあったり、開催回数も月1回のところもあれば週2回というところで、大幅な回数の開きもあったことから不公平感があるということで、こちらの方で内部の見直しを行いまして、30年度から人数もしくは開催割ということで、参事が言った部分を30年度から見直すということで説明会を行っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

30年度見直すということなので、29年度決算においてはサロン19か所に施設使用料10万円を上限として補助金を出したということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

施設使用料を含んでということで、そのようになります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

他に質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと戻って26、27ページの介護認定のところ少し伺いたいと思います。まず、いただいた資料で認定率が16.9%ということで平成29年度は説明がありましたけども、これは県の平均かなんか出てますか。県全体で認定率がどれくらいなのか、ちょっと分かれば参考までに教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

手元に資料がありませんので、後程という形でよろしいでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

それでは先程、請求した資料と一緒にペーパーでもらいましょうか、ペーパーでください。以上です。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それで認定の件でちょっとお伺いしたいのが、先程も質疑がありました認定調査費等の2目介護保険認定調査員の報酬ですね。これが前年度と比較していいのかわかりませんがちょっと分からないんですけども、比較すると大幅に増えていると、調査員の活動費はですね。一方、認定審査会委員の報酬は回数が若干減ったのかなと、前年度の決算と比較するとですね。調査活動は増えているのに審査会にかからなかったという、そういう場合があるものなのか。介護保険の申請したいと、で、初めて調査員が行って調査をすると思うんですよ。流れとしてね。そのための調査をしたけども、その時点で判断して申請をしないというケースがあるものなのか、そこはどうですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

結論から申しますと、調査した分につきまして審査会の遅れとか漏れとかいう部分はないんですけども、審査会のこの大幅な減というのが、28年度につきましてには月6回した分を月5回ということで1審査会減少しました。その理由として、審査会につきまして35件を限度に審査依頼をお願いしてるんですけども、その協議の中で件数が大幅に少なく例えば10件以下とか、そういった部分の審査会が出る可能性があったものですから、25件を平均的にできるようにということで調整した結果、1回分減るということで、29年度については審査会の回数を1回減らしております。1回無くしたことよっての弊害というのは特にあっておりません。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

お聞きしたいのは調査員が調査に行って、対象者の所にですね。対象者は調査すれば必ずその申請ができるのかどうか。いわゆる介護保険の認定を受けるための申請ができてくるのか、どうか。例えば調査員の段階で、いや、できないですよというふうにする場合があるのか、どうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

介護認定の申請をされた方につきましては必ず調査を行います。調査段階で拒否とか、そういった部分はありません。あくまでも調査を行った結果、審査会によって該当する方、要介護認定がされる方ということで区分はありますけども、調査の段階ではそういった判断を行いません。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

流れがよく分からなくて申し訳ないです。すると申請をして初めて調査員が来るといふふうな形で捉えていいんですね。了解しました。それともう1つ、目の17役務費の意見書作成手数料、この場合は意見書作成手数料すれば必ず認定されるのかどうか。これもやっぱり、また場合によっては認定審査会にかかって、だめというふうになるケースがあるものなのか、そこを再度伺いたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

審査会の資料として、調査員の調査票と申請の際に主治医ということで記入をいただいております。主治医の方の意見書ということで、こちらの意見書が揃った段階で審査

会の資料ということになりますので、審査会を開催するに当たり調査票と主治医の意見書がセットで揃わなければ審査会ができないということになります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

よく私もお元気クラブとか、めだかとか、脳トレ、サロンは聞いとるわけですけども、この報告書に基づいてちょっと数字が出てますので聞きますけども、6ページでは、めだかとか、脳トレ、サポート事業が出て、金額も出て、人数も出てる。あとどこに出てるのか私もずっと探しよるんですけども、お元気クラブ、サロン、サロンは先程出ましたけど箇所が何箇所とか出たけども、これは事業費が、お元気クラブ、あとサロンとか、それがどこのページで出てるのかをまず1点と、あと高田の健康センター、あそこでも何か食事のサービスをしてるみたいですけども、ここと関係ないのか、福祉協議会なのか、9ページ見ると、食事サービス事業として利用者が23名とか出てますけども、その分はどこが担当してこの経費に上がってないのか、その点をお聞きします。それと別紙の1枚ものの表をいただきましたけれども、先程聞いとった要支援者の方は増えてますよね。28から29年にかけて29名か、総数を見るとですね。そこんところの対策をどう今してるのか、それによって、一般質問でもお聞きしましたけども、要介護の方は減ってるということで、そういうところの連携、経緯、要因とか、そういうものをちょっとお聞きします。よろしくお願ひします。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

一般介護予防事業についての決算につきましては、30、31ページの2項一般介護予防事業費、こちらの方に出てきております。委託なんですが、めだか85は社会福祉協議会の方に委託契約をしております。そして脳トレ教室の方は真珠園療養所に委託契約、そしてサポーターポイントは社協に委託契約をしております。そしてお元気クラブにつきましては直営で実施をしておりますので、この中で言うと、報償費の医師等謝礼で、保育士であったりとか看護師等を雇い上げをしております。実績につきましては、お元気クラブが町内3か所、老人福祉センター、南交流センター、ふれあいセンターの方で実施をしております。延べ84回、延べ2,534名が参加をされております。そして、めだか85につきましては、29年度、町内6か所、福祉センターで2回、上長与公民館、ニュータウン防災センター、多目的研修施設、そして健康センターということで、延べ162回、4,267名が参加をしております。そして、脳トレ教室は、長与公民館が午前、午後分けておりますので、5会場6回、多目的研修施設、ふれあいセンター、上長与地区公民館、そして長与公民館の午前、午後で計延べ181回の2,759名が参加をされております。決算書では、30、31ページの2項1目一般介護予

防事業の19節地域住民グループ支援事業補助金の方になります。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

31ページの地域住民グループ支援事業185万9,000円、これがサロンということですか。ちょっとそこを再度お尋ねします。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

そのようになります。地域住民グループ支援事業補助金、こちらがサロンを対象としております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

せっかくなら、僕がずっと聞くのはせっかく良い制度をやってるから、そのサポーターポイントの95万と上げて、サロンとかお元気クラブを上げないのは、上げてこれはいいんじゃないかと思うけど、せっかくなら事業として、ここの中にいつも行政サイドもいろいろ、僕もいろいろ聞いとるわけやけども、そこに5つ6つ町事業やってますということを書いてから分かりやすくしとけば、僕もいろいろ聞かんでよかとばってん。

○委員長（西岡克之委員）

今、おっしゃったのは中身を明確に出してくれと、地域住民グループ支援事業補助金とかサポーターポイント、これはもうサポーターポイント制度の交付金は社協に委託事業ですよ、今の説明では。その上の地域住民グループ支援事業補助金の中身というか、内容を吉岡委員はお聞きになりたいということですか。そう理解してよろしいですか。内容をここに掲載を、こっちの方に主要な施策に掲載してくださいということです。

部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

おっしゃることが十分分かりましたので、今後この書き方を研究、検討、協議をしていきたいと思えます。なるべく分かりやすいような主要な施策の成果にしたいと思っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

先程、高田でしている配食サービスというのがありましたが、そちらの方ではなく、ララコープの方に委託契約をして実施している配食サービスになります。こちらの方は、独居または高齢者のみ世帯で食事の準備等が困難な方を対象として、夕食を自己負担1

食360円で配食を行っているものです、実績としては、29年度は実人員23件に対して延べ2,262食を実施しております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ここ見たら、食事サービスはここ1件だけで人数が少なかったから、高田のふれあいセンターでやってるみたいだから、その事業はこの報告書の中でどこに出てくるとですかというのを分かりやすくし説明してもらえば、社協なら社協に委託しておるけんここに上がらんとか、ちょっとそういうことをお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

高田のふれあいセンターの方で実施されている配食サービスは、ボランティア組織の方で実施をされているので、こちらの事業とはちょっと違ったものとなっております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

じゃあ全然町はタッチせずに資金援助もないということであっていいわけ。その人達の原資というのはここでは分かるわけ。その人達のそうやって一生懸命やってる原資というのはどこから出てるかというのは分からないわけ、ちょっと分かる。だから、そういう人達は、ここは町は直接タッチしてないけどもどっかの支援でやってるみたいとかなんか、あるいは分かんは分かんないけれども、そういうところをお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

こちらの方ではすみませんが把握しておりません。

○委員長（西岡克之委員）

分かりますか、先程、吉岡委員が言われた質問の内容。

吉岡委員、もう一度質疑をしていただけますか。

○委員（吉岡清彦委員）

ちょっとたくさん言ったからね。この表をいただいて要支援者の方が増えてるわけですね。だからそれに対する見解というか、あるいは今後の対策、あるいは要介護の方は減ってきてる、その要因とか、あるいは金額的にもこれぐらい減ったとか、なんかそういう資料的な説明があれば、よくそういうのがあちこちの報告書で出てるわけですね。こういうことをやったからこうやって結果が良い方に出たとか、金額もこういうぐらいに減ってきたとか、ちょっとでも何かそういうのが報告できればお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

要支援者が増加傾向にあるということでお話をしたんですけれども、これにつきましては自立型地域ケア会議ということで毎月実施してるんですけれども、できるだけ自立につながるように具体的に個別案件を検討しているということで、現在、対応しております。要介護者が減になった分析ということなんですけれども、特にこちらの方では把握してないんですけれども、要介護者の方につきましては、大体統計的には主に変化がないというふうな分析が出てるんですけれども、特に要介護が減ったというのは、こちらの方としてはちょっと分析してない状況になります。

○委員長（西岡克之委員）

部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

確かに要支援が増えて要介護はほぼ横ばいということなんですけど、町の健康増進に関する考え方といたしまして、やっぱり若いときからいろんな事業に取り組んで、特に介護では、要支援のところで様々な事業を展開をさせていただいております。もちろん住民の方の多大な御協力によってしてる事業がたくさんありますので、そのところの効果が、要支援は増えているものの要介護が横ばいになったのかなど、確たる根拠はありませんが、恐らくそういうことではないだろうかと思います。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

部長続けて。

○健康保険部長（中山庄治君）

先程、県の認定率のお話がありました。認定率につきましては29年度はまだ県も公表はしてないようですが、26年度これが22%、全体的な認定率ですね。それと27年度が21.7、28年度が21.3ということで、少しずつ認定率は減っております。要因的には、被保険者の数がやっぱり長崎においてもかなり高齢化率も含めて上がっているところなので、それに加え認定率は微増ということで、分母が大きくなっておりますので、どうしても県も長与も認定率が下がっているとそういう状況でございますが、長与町と県では少し認定率の開きがあることは事実でございます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今のところでちょっと関連なんですけども、今、要支援とか要介護のそれぞれの認定者数が確定されておりますが、これで認定をされてもサービスを受けていない方達が結構いらっしゃると思うんですが、その辺りそれぞれの介護で何人ぐらいいらっしゃるのか教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

具体的に人数は手元に資料がないんですけれども、サービスを使っていない方の割合ということで言えば約20%の方がサービスを使ってないというふうになっております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

20%の人達が何らかの形で使ってないというのは個人的な理由なのか、それとも行政的なサービスによって今回は使わなかったよということなのか、それはいかがですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

全体的に平均すると20%の方が利用されていないということですが、主にサービスを利用してない方の割合が大きいのが要支援の方になります。サービスを利用するということで申請をされてたけれども実際はサービスを利用してないということと、あと要介護者につきましては、病気で入院等がありますので、そういった方につきましてはサービスを利用されませんので、そういった部分も含まれておりますので、特に、こちらの方で具体的な理由というのは把握しておりません。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ちょっと関連なんですけど、国からの要請というか、介護認定率が全国的な平均値より上回ると自治体に対するペナルティが課せられるように今度なったというふうには聞いたんですが、その辺り、今の現状でこれに反映されるのか、また、どうなっているのか、そこら辺りはいかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

私の知る範囲でお答えしたいと思うんですけども、制度上では介護認定が上がったから下がったからということでペナルティというのは、特に国県から示されておられません。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

31ページの職員の給料のどこなんですけれども、不用額が約300万ぐらい出てるかと思うんですが、これがどうしてこうなったのかと、その次に時間外勤務手当が出て

るんですけれども、これが何時間分か分かったら教えていただきたいのと、前年度と比較して増えているのか、減ってるのか、過重労働になってないのかをお聞きしたいのでお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

職員給の不用額の件ですけれども、こちらにつきましては産休に入った職員が1名おりますので1名分の人件費になります。それから時間外につきましては、昨年、在宅医療とか、そういった協議会の開催があったということで、全体で498時間、月平均1人当たり13時間の超勤ということで発生しております。28年と比較しますと、1人当たり月当たり4時間分減額しておりますので、28年度よりは減額したというふうになっております。過重労働という範囲に当たるかどうか分かりませんが、医師等を含む会議が夜に開催されるということで主に夜間の会議という部分があるんですけれども、これにつきましては包括の方で在宅医療に関する協議やそういった医師や介護職の方がどうしても時間外じゃないと会議が開けないという事情もございますので、こちらの方につきましてはやむを得ないという形で、多くても月に1回ぐらいの夜間の会議ですので特に重労働には当たらないんじゃないかというふうには理解しております。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

産休の方の代わりがさっき代替要員と言われたので、その方が入っておられるのかの確認と、もう1つ、33ページの高齢者虐待等ケース検討会議謝礼が出てるんですけど、これは何回行われたのか、実態で高齢者虐待の件数とかがもし分かれば教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

職員の産休代替につきましては、32、33ページのパート賃金の方で記載しております。続きまして虐待のケース会議なんですけれども、昨年1回開催しております。件数については1件のケース会議の案件で行っております。

○委員長（西岡克之委員）

歳入歳出両方にわたって結構です。質疑のある方は質疑をしてください。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと数字のところといいますか、主要な施策の成果の報告書の4ページの保険給付費の実績ですね。この数字があるんですけども、ここの中に事業の実績が決算書の中で抽出して書いてるんですけども、多分まとめて書いたりだとかしてる部分だというふ

うに思うんですが、それがどれに当たるのかというのがちょっとよく分からなくて、例えば主要な成果、居宅サービス給付費のこの金額が、居宅サービスと言われている部分を合算してると思うんですけども、ただ、ここに上がってる全部の金額を足しても、このサービス等諸費の合計まで達しないので、ここに書いてある具体的な根拠といいますか、例えばこの居宅サービスはこれですよというふうな部分に分かれば教えていただきたい。それと、どれが載ってないのか、あと、ちょっと多いかもしれませんが、居宅サービス給付費が何件かという具体的な件数まで教えていただければというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

29ページの今の備考のところに書いてる上から19節の上から下まで足せば、役務費の上のところになりはせんかなあと。こっちの合計が合わない。ちょっと休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。先程、河野委員の質疑の中にあつた請求はペーパーにして皆さんに分かるように提出をしてください。

他に。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

8目の任意事業で36、37、38、39ですけども扶助費。課長の説明の中でありました、なぜ不用額が出てくるかというところで在宅介護見舞金の支給が無くなったと、その内容が支給対象の条件が厳しくなったということで説明がありました。28年で見ると40世帯の方に在宅介護見舞金が支給されてたんですけども、この厳しくなった内容というのがどういうものなのか、それでこういう取組というのは町独自の事業でできないものなのか、そこら辺も含めてお聞きしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

この制度、地域支援事業実施要綱の改正を受けて改正したんですけども、既に他市町、例えば長崎市とかはもうそのように実施をしておりました。本町においては、本来早くするべきところを遅くなったということで、その要件というのが介護サービスを利用されていない方というのが要件として加わったものですから、通常介護サービスを利用されてる方が大半で今回該当者がいなかったということで、各近隣市町の方も情報を収集したんですけども、単独で行うという部分については難しいと、あくまでも介護保険の制度上で実施をする以上はこの要綱に準ずることになりますので、単独での事業というのは特に考えておりません。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

国の制度の問題なんでしょうけども、今の説明を聞くと在宅介護で、例えばデイサービスとかショートステイ。在宅介護中は当然、介護家族の負担軽減のためにそういうときがありますよね。でも、それを活用すると在宅介護の見舞金を支給しないというのがやっぱりちょっと酷な制度ではないかなというふうに思いますし、介護保険制度の中で言いながら介護保険の制度を使うとそれを支給しないと。これはなんかちょっと理不尽な内容かなと思うんですけども、制度ですからやむを得んという部分があるんですけど、ちょっと納得いかない部分があるんですけど、何かお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

見舞金ということなんですが、今、要支援になる前のグレーゾーン、もうそろそろ要支援かなという人たちも介護保険事業の中に取り入れをしておりますので、町としては要支援までいかないとか、介護にいかないとか、そういう事業にいろんな経費を注入を今しておりますので、河野委員の言われることも、そういう御意見もいろいろな方面から伺いはするんですけど、町としての姿勢としては、その方向で、まずは支援にならない、介護にならない、そういうことを先程も申しましたが、健康保健課と一体となって総合的にやっていきたいということを考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

まずは予防という意味では私も必要だというふうに思うんですけども、やむを得ずやっぱりなる、自分の都合でなるわけではない。やむを得ず高齢だとか病気、怪我でそうならざるを得ない。一方では居宅介護を推奨しながらこういう部分は外すというのがどうしても納得できない部分と、全体的にちょっと介護の決算を見ると、補正でもありました3億ぐらいの予備費を次年度にはつぎ込むわけですよ。監査報告書では単年度では7,600万の赤字ですよというふうに言ってますけども、いわゆる前年度は基金を積んだわけですよ。基金を積むというのは家庭内で言うといわゆる余ったお金を預金したというふうな仕組み。その基金を除いて赤字になってますよと言っているわけで、流れで見ると非常にこの大きな金額が残っていった状態なんですよ。やっぱりこういうお金をどう使うかと。私はそういう意味では本当に困ってる住民の方だとか、こういう制度に町が一定努力をして、そういう部分をやっていいんじゃないかと、お金が余力があるならそういう部分ができないものかなと、これは制度上できないというのか、町の姿勢としてやる考えじゃないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

姿勢ということよりも、2025年問題があります。この時期に高齢者の方が、かなり75歳以上の方が増えるという、そこら辺があって今のままで保険料がいけばいいんですけど、やっぱり対象者が増える、そしたらそこにある程度余力を持っておかないと、急激にその時期になって保険料を上げなければいけないという事態もありますので、これはもう保険制度の基本ということで、みんなで出し合って、みんなで助け合いましょうと、そして、みんなで保険の恩恵を受けましょうということで、我々としては少し先を見ながら保険料等を設定をしておりますので、そこら辺は後々急激な保険料の上昇にならないようなことも考えておりますので、そこら辺は御理解をいただきたいと思っております。以上です。今回は下げさせていただいております。若干ですね。そういう御意見もございますので、基金の辺りも持ってましたので、そこら辺も若干ですが下げておりますので町としては努力はいたしてます。ただ、やっぱりそういう基金は将来的に必要ですので御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

介護保険の独自制度ということですが、今現在、国の補助金で介護保険の方を運営しておりますので、国の補助金をもらっている以上は独自という部分は難しいかと思っております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（阿部都委員）

今、河野委員から基金とか、基準額のことが出たのでちょっと関連して聞きますけども、基準額が今年、介護保険料、他市町では上がったけど長与町では下がったというところで、8月からはまた介護サービスの利用料の被保険者の3割負担がまた増となったので、その辺り本町に対する影響というのはどのような形で変わったのか、ちょっとそこをもう少し教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

保険料の6期が5,661円から7期は5,400円ということで、保険料の軽減をしております。その関係で歳入、保険料の収入については減少するんですけども、その減少に対して基金を1億6,000万積んでおりますので、基金を使って保険料を減少させたというか、その分の補てんを行うということで考えております。また、8月から3割負担という方が町内で想定として4%の方がいらっしゃるのではないかと見込んでるんですけども、大体78の方が該当するのかなと考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まずは反対討論ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議案第59号の長与町介護保険特別会計決算について反対の立場で討論いたします。

質疑の中でも申しましたように、この決算全般的に給付費が削減されたりだとか様々なサービスが増える中でいろんな事業をされてるといふ部分については、非常に評価をしたいというふうに思います。ただ一方、やはりこの制度の下で、先程も同僚委員からありましたように利用料負担があると、少し前に2割負担になり今度は3割負担になるということで、非常に介護保険の加入者というのは負担が厳しくなってきたという状況も伺いました。そしてまた保険料のところでも、払えなければ給付制限があるということで、総して言えば、お金がちゃんとあって、お金が払えて、そういう人には介護がちゃんと受けられますけども、お金が払えない人には十分な介護が受けられないというふうな制度であるというのも間違いのないと思います。また、先程もお聞きしました居宅介護の見舞金も制度が厳しくなって無くなってしまふという意味では、一方では給付を減らして健康な高齢者を作ろうというふうな部分で、そういう努力は見受けられるんですけども、やはり加入者にとっては非常に厳しい条件が課せられているというふうに言わざるを得ないというふうに思います。特に決算全般で見られるように多くの余剰金を残してきている状況があります。そういう意味では、もっといろんなサービスをやっていくべきではないかなというふうなところで、ただそれがなされてはおりません。残念ながらですね。そういうことを勘案すると、この決算の認定については反対という立場で討論いたしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

議案第59号平成29年度長与町介護保険特別会計決算について賛成の立場で討論します。いろんな事業をやって、結果がこの表に出てるような要介護者も減少してきているんじゃないかと見ております。しかし、今度は要支援の方が少しずつオーバーしてきておりますので、それに対してまたいろんな事業を取り組んでおるみたいですので、今後またそういうのを含めてこういう決算の内容を見て、今後良い結果が出るよう期待をし

ながら、この決算については賛成討論といたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に、反対討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号平成29年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は御起立を願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

場内の時計で13時10分まで休憩をいたします。

（休憩 12時04分～13時08分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

議案第51号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

お昼からですがよろしくお願いします。

では早速、議案第51号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ3,125万9,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,415万1,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきまして補正予算に関する説明書により説明いたします。

まず歳入ですが、6、7ページをお開きください。6款繰越金1項繰越金2目その他繰越金は平成29年度決算繰越金として3,125万9,000円を増額計上いたしております。次に歳出につきまして説明いたします。10、11ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、法改正によりシステム改修が必要となりましたので27万円を増額計上いたしております。5款1項基金積立金1目財政調整基金積立金は、平成29年度決算繰越金の一部を積み立てるもので1,960万4,000円を増額計上いたしております。7款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金は、過年度分の療養給付費負担金、特定健康診査等国庫負担金、特定健康診査等県負担金がそれぞれ確定しましたので2,062万1,000円を増額計上いたしております。4目療養給付費交付金償還金は過年度分の療養給付費交付金が確定しましたので923万6,000円を減額計上いたしております。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

今説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。ボリュームが少ないので歳入歳出一緒にやっていきたいと思います。質疑のある方は挙手をして質疑をしてください。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

間違っていたら大変申し訳ないんですけども、歳出の方で基金の積み立て1,960万4,000円ということで、国保財政の中で、通常決算期に向かって余剰金が出てくるから基金を積み立てようとするんじゃないかと思ってたんですけども、年度途中で財政調整基金を積み立てるとというのが、できないことはないと思うんですけども、1つは何が根拠なのか、今までもされてきた経緯があるのかということところが1つと、あと償還金のところですが、特定健診へのそれぞれ国、県に対する同額の返還金をするということで、これはやっぱり過年度ですから決算の折に出てくるのかもしれないんですけども、なかなか見込みまでの特定健診がやっぱりできなかったという部分で、国、県の負担分が確定してきたのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

基金の積立金ですけども、29年度の決算の繰越金が今回3,000万ほど出てきておりますので、その分について翌年度以降使用しますという意味を入れて、今回積み立てとして1,960万4,000円の積み立てをしております。次の特定健診の国庫負担金と県費の負担金ですけども、29年度の国庫負担金、県費負担金の返還になりました、おっしゃられたように当初見込んだときよりも受診率がなかなかそこまで伸びておりませんので返還が発生をしております。

○委員長（西岡克之委員）

課長補佐、質疑は根拠を委員は言われたと思います。そこがちょっと答えてなかったみたい。今まで途中で積んだのかと、その積む根拠は何なのかということ。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。答弁を求めます。

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

平成29年度決算において6,626万円の黒字となりましたので、基金に3,500万円積み立て、30年度繰越金として3,126万円を繰り越しました。平成30年度に入って、過年度分の特定健診、あと療養給付費等の返還金とかが確定をしましたので、そちらをまず支払って、余剰金をまた基金に積み立てるために今回計上をしております。過去にも年度途中にというのは無いような状況になっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

平成30年度の当初予算をちょっと持ってきてないんで、ちょっと分からないんですけども、通常こうした財源が使う目的がなければ予備費を増やしたりだとかというふうにするのが通例だったかなというふうに思うんですよ。ですから30年度の予備費にならなかった、基金にした背景というのが分かればお願いしたいというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

予備費ではなく基金に積み立てた理由は、今までここ何年か、もうずっと赤字とかぎりぎりというところで基金が積み立てられておりませんでした。本来、基金というのは何かあった時に対応ということになるための予備みたいな形になっていくんですけども、そういう理由でできていなかったということと、今年度から県単位になりましたので、療養給付費の支払いにつきましてはもう心配がないということもあります。それで予備費はそんなにせずに基金に積み立てて、目標としては1か月ぐらいの基金を持っていきたいなという思いもあって、そちらの方に積み立てをさせてもらってます。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

基金の目的も例年から言われてた療養給付費の5%でしたかを基金にという意味では、医療費の支払いの心配が無くなったという意味では、療養給付費の5%を持つ必要がなくなったんじゃないかなという気がするんですよ。そういう意味で基金の保有も必要なくなるんじゃないかなと、先程、予備費がそれだけ持つとく必要性が無いとなると。というふうに解釈するんですけども、その辺はどのように考えてらっしゃいますか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

基金の取り扱いについては、国、県の方からも一応積み立てはしとってもらいたいというような考えがあるということです。これは今、激変緩和があって保険税が安く、安くというかそんなに急激に高騰してませんけども将来的にはこれは必ず上がってきます。そのときに大幅に上がるというのを防ぐためにでも、そういうところでも基金というのを積んで、それぞれの市町村が少し柔らかくなるようにというところで使っていくという方法と、あと県全体で何か疾病があって、翌年もしくは次の年ぐらいにそれが保険税に反映されるということになります。その時にもやっぱり基金を使って大きく税が上がらないように、そういう調整として基金を使っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑のある方。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

1点だけ、平成30年度からは今まで払ってた医療費の方が県がいわゆる一旦肩がわりするという形ですね、簡単に言えば。それを長与町は請求額を分割して支払うと、1年間に幾らを等分して払うという形だと思うんですけども、となると毎月の実際今掛かっている医療費、次年度以降に請求を受ける額というのは毎月分かるものなんですか。今までは自分達が支払ってたので分かりましたよね。でも今は県が一端取りまとめるので、そのところは毎月分かるものなのかということと、それが今、過年度に比べてどんな状況なのかというのはいかがでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

都道府県化になりまして、県からまず保険給付費交付金としてある程度まとまったお金を交付をいただきます。それを基に毎月の支払いは町から国保連に対してやっておりますので、金額というのは把握しております。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑のある方。

質疑ありませんね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第51号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。

それでは、議案第57号平成29年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは、平成29年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして説明いたします。決算書の説明に入る前に平成29年度の長与町国民健康保険世帯数などの状況について説明いたします。平成29年3月から平成30年2月の平均世帯数は5,066世帯、平均被保険者数は8,581名となっております。平均世帯数は5,066世帯です。平均被保険者数は8,581名となっております。前年度と比較して世帯数で160世帯、被保険者数で395人減少しています。

それでは決算書の説明に入らせていただきます。歳入につきましては、決算書の1ページから4ページでございます。1款国民健康保険税から11款諸収入までの収入済額合計額は47億2,514万2,527円で、前年度比0.3%増額となっております。なお不納欠損額は586万8,499円、収入未済額は1億9,953万3,412円で、これは主に国民健康保険税に係るもので前年度より不納欠損額は196万5,189円の減額、収入未済額も1,343万886円の減額となっております。次に歳出につきましては5ページから8ページでございます。1款総務費から12款予備費までの支出済額は46億5,888万1,564円で、前年度比1.0%減となり、不用額は8,687万8,436円となっております。9ページをお開きください。歳入歳出差引額は6,626万963円で、うち3,500万円を基金に繰り入れております。それでは歳入歳出ともに、主な内容につきまして事項別明細書で説明いたします。

まず歳入につきましては10、11ページをお開きください。1款国民健康保険税の収入済額は9億292万2,884円で、前年度比7.5%、6,263万6,264円の増額となっております。平成29年度に税率改定を行ったことと、収納率が向上したことが主な要因です。3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金は7億1,414万3,573円で前年度比6.7%増額となっており、療養給付費の増額により増加しております。これは国の32%の定額分担負担金となっております。2目高額医療費共同事業負担金は2,631万9,512円で、レセプト1件当たり80万を超える医療費への拠出金に対して、国が4分の1を負担するものです。3目特定健康診査等負担金は812万3,000円で、特定健診と保健指導に係る国の負担金です。基準となる費用額の3分の1が補助されるものです。2項国庫補助金1目財政調整交付金2億9,635万1,000円は、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付される普通調整交付金1億9,240万4,000円と特別な事情により交付される特別調整交付金1億394万7,000円の合計額となっております。同じく3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金243万円は、平成30年度からの国保都道府県化に伴うシステム改修に対する補助金です。4款療養給付費交付金4,844万2,000円は退職者医療に係る交付金で、前年度比49.5%、4,941万9,823円減額しています。これは退職被保険者数の減少に伴い医療費も減少しているためです。5款前期高齢者交

付金は、65歳から74歳の前期高齢者に係る医療に対する交付金で、平成27年度精算額と平成29年度の概算額の合計額で12億4,279万7,252円となっており、歳入全体の26.3%を占めております。前年度と比較すると5,164万8,575円の減額となっております。次に14、15ページをお開きください。6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金2目特定健康診査等負担金は、3款国庫支出金同様、県が負担する費目を計上しております。2項県補助金1目財政調整交付金2億507万7,000円は前年度より1,069万3,000円増額しております。収納率向上のための取組へ交付される特別調整交付金の増加等によります。同じく2目都道府県化準備補助金は65万8,000円です。平成30年度からの国保都道府県化に伴うシステム改修に対する補助金となっております。7款1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金7,016万2,977円はレセプト1件当たり80万を超える医療費を対象に国保連合会から交付されます。前年度比10.8%、847万371円減額しております。2目保険財政共同安定化事業交付金9億2,367万6,752円は1件当たり80万以下全てのレセプトを対象に国保連合会から交付されます。次に16、17ページをお開きください。9款繰入金1項1目一般会計繰入金2億4,080万6,429円は一般会計から繰り入れられた国保特別会計の補助金等で、それぞれの繰り入れ基準等に基づき算出された合計額です。前年度比10.4%、2,259万2,552円増額しております。備考の1番下段のその他繰入金につきましては、乳幼児の福祉医療の現物給付による国の補助金等の減額措置分を一般会計から補てんしてもらっているものです。この繰り入れについては県も認めているものです。10款繰越金278万6,547円は前年度からの繰越額になります。11款諸収入は、保険税の延滞金、預金利子、第三者納付金、国保の資格喪失後の受診に係る返納金等による収入となっております。18、19ページをお開きください。3項雑入1目一般被保険者第三者納付金201万8,796円は第三者の不法行為によって生じた医療費等について賠償してもらったものです。

次に歳出の主なものを説明いたします。20、21ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料ですが、電算システム変更委託料が前年度より107万1,576円増額しております。次に14節国保情報集約システム連携用パソコンの利用料7万4,118円とともに、平成30年度から始まる国保都道府県化の準備のための費用です。18節備品購入費11万1,240円はシュレッダーと電話機を購入しております。19節負担金、補助及び交付金87万7,691円は前年度より37万3,691円増額しております。これは保険事業支援システム負担金によるものです。次に22、23ページをお開きください。2項徴税費は前年度と比較して大きな変更点はありません。3項運営協議会は年2回開催しております。4項趣旨普及費はジェネリック薬品希望シールの購入費です。2款保険給付費1項療養諸費24億8,396万8,112万円は、前年度比0.4%、971万4,474円減額しております。次に24、25ページをお開きください。2項高額療養費3億504万512円は前年

度より663万4,585円増額しております。4項出産育児一時金につきましては32名分となっております。次に26、27ページをお開きください。5項葬祭諸費につきましては52名分となっております。3款後期高齢者支援金につきましては、平成27年度精算分と平成29年度の概算額の合計で前年度より74万1,702円の減額となっております。これは後期高齢者医療の4割を負担するものです。4款前期高齢者納付金176万5円は前年度より140万1,462円増額しております。次に28、29ページをお開きください。6款介護納付金1億8,469万1,082円は、前年度と比較すると147万8,188円減額しておりますが、40歳から64歳の2号被保険者数が減少したことが要因となっております。7款共同事業拠出金につきましては、県内国保被保険者の被保険者数割と過去3年分の対象医療費割により決定されるものですが、前年度より1,514万7,448円増額しております。特に高額医療費共同事業医療費拠出金が増額しております。これは長崎県全体の医療費が増額しているためです。次に30、31ページをお開きください。8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費11節需用費95万8,165円のうち健康ポイント事業で38万680円支出しております。これはストラップ、車両マグネット、のぼり、封筒等を購入しております。13節委託料につきましては特定健診受診者2,675名分の支払いを行っております。なお平成29年度の実績は、人間ドックや事業所健診の結果などの持ち込む分も含めて、全体で3,052人の方が受診されています。このうち受診率の算定対象となる方は、29年6月末のデータですが対象者が6,120人、うち受診者は2,744人、受診率は44.8%となっております。同じく2項1目保健衛生普及費は、健康家庭世帯46世帯に記念品をお贈りしました。2目疾病予防費1節報償費は、平成28年度より重症化予防指導員を雇い、糖尿病や高血圧症の悪化から人工透析や脳梗塞や心筋梗塞等に進まないよう家庭訪問等を行い、生活改善を支援しております。8節報償費は、健康教育、健康相談時の講師謝礼や国保の被保険者で、重複多受診など疑われる被保険者への訪問指導を行う看護師の謝礼などを計上しております。13節委託料は、人間ドックは101名、脳ドックは57名の方が実践されております。19節負担金、補助及び交付金、はり灸補助金270万5,000円は国保加入者及び社会保険加入者を対象に補助を行っております。32、33ページをお開きください。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金のうち過年度療養給付費負担金4,393万6,694円は前年度の療養給付費が少なかったために返還するものです。4目療養給付費交付金償還金は28年度分の療養給付費が少なかったため、754万2,150円の返還金が生じました。

次に36ページをお開きください。実質収支に関する調書といたしまして、歳入歳出差引額及び実質収支額は6,626万円となりましたので、地方自治法第233条の2の規定により基金へ3,500万円繰り入れをし、3,126万963円を平成30年度へ繰り越しします。次に37ページをお開きください。財産に関する調書といたしまして平成29年度末現在の基金残高は15万円です。続きまして主要な施策の成果に関する

る報告書ですが、2ページ上段に決算状況を表記しております。また、歳入歳出ともに平成29年度予算額と決算額の執行率及び平成28年度決算との比較比率を記載しております。次に4ページから7ページは保険給付費の状況を記載しております。4ページは一般被保険者の療養給付費です。医療費のうち7割から8割の保険者が負担する分になります。29年度は1人当たりの給付費が1万2,575円増加しております。5ページは退職被保険者分となります。決算額、件数、1人当たりの給付費、共に減少しております。次に6、7ページは自己負担額が一定額を超えた分を保険が負担する高額療養費となります。一般分は1,300万9,000円増加しておりますが、退職被保険者分は631万円減少しております。次に8ページ。8ページは特定健診、特定保健指導の状況です。29年度分は5月末の県への報告数値を記載しております。確定値が出るのは10月ですが、目標値の50%には届かない状況です。次に9ページです。9ページは各種保健事業について記載をしております。以上で平成29年度長与町国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりましたので、ただいまより質疑をしていきたいと思っております。

質疑のある方は挙手をして質疑を行ってください。

副委員長が見とったら、配付資料の決算の2ページ目の数字が読み上げたのと違ってたということで指摘がありました。

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

大変申し訳ありません。先程お配りした資料の2ページ目の国民健康保険者数の推移、平成29年度平均保険者数を8,571名と記載しておりますが、訂正をさせていただきます。正しくは8,581名になります。訂正の方よろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

質疑のある方、まず歳入全般にわたって質疑をしていきたいと思っておりますので、歳入の方から質疑に入りたいと思っております。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは10、11ページの国民健康保険税のところ、出していただいた資料も含めてちょっとお尋ねしたいと思っております。不納欠損額が568万6,499円と全体で131件となっておりますけども、その131件の主な不納欠損の理由を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

生活困窮62件、国外転出53件、行方不明12件です。

以上、合計が127件になっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そのほかがあるのかなと思うんですけども、今、62、53、12を足すと127、131とはちょっと合わないんで、そのほかがあるのかなとは思うんですけども。それと1つは、生活困窮の場合は、これは介護保険でもお聞きしたんですけども、生活困窮で不納欠損になったという方は、現在、国保の保険証はどうなってるのか、現在、そうすると通常どおり保険税の請求がされてるものなのか。それと国外が非常に多いと思うんですけども、これについてこの背景といいますか、国外という理由も含めて少し教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

平成29年度現年度課税分の4人につきましては全て国外転出になっております。先程言いました滞納繰越分の127名、合わせて131名の方が不納欠損として扱っております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

その後の保険証の取り扱いにつきましては1,131人分精査をしておりませんので、どういうふうになってるかというところをちょっと調べてから、また、お伝えするという形でいかせていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員、今の答弁でよろしいですか。

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

国外への背景につきましては、三菱重工の関係する就労者の方が多かったということです。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

1つは私は生活困窮、不明の場合はなかなか分かりづらいと、国外に行かれた方も長与町の保険証を持ってるかどうかというのは分からないと思うんですけども、生活困窮の場合は一定対面をして、生活困窮だから不納欠損にしますというような形をとられてると思うんで、その62件の方々は継続して国保の保険証を持っておられるのかどうか、131件に対してじゃなくて62件がどうなのかなと。と言うのも、つい先日でしたか、埼玉県ではなかったかな、保険証を持たないという人達が病院にかかれずに亡くなったという、そういう事件があったということで、その辺では保険証の交付自体がどうなのかという部分もあるかもしれませんが、やっぱり保険証を持たないという世帯は極力なくすべきではないかなというふうに思いますんで、そこを今分からないなら、あとで結構です。もう1つは国外の就労、これは三菱重工だろうということですけど国保加入なんですか。社会保険加入にならないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

その件につきましては、職場先が重工ということで別会社という形になっております。この件につきましては重工の方とかにも相談とかしていましたが、会社も違うしという形で、重工はそんなにいろいろアドバイスというのは無かったというのが実情です。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

参考までにですけど、国外、これは結局57というふうに見ていいのかな、ちょっとよく分からない。現年度分をダブってるんで53というふうにしてるのかよく分かりませんが、国外行かれた部分だけの不納欠損額というのは分かれますか。

○委員長（西岡克之委員）

あとで提出、調べてからしてください。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

さっきちょっと保険証の件で触れましたけども、566世帯で短期保険証は何世帯ありますか。そこをお伺いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

短期被保険者証は、平成29年度は229世帯になっております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

すみません、1度に聞けば良かったです。資格証明はありませんか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

資格の方は8世帯になっております。

○委員長（西岡克之委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、国外とか出とったですけども、国民健康保険証を受給されるのは日本人だけでなくして日本の国に住んでおれば短期でもいいんですか。ちょっと違うか分からんけどもNHKで中国の人ですけども、癌とか高額のをするためにお嫁さんが中国の人で、結婚しとるけんこっちに住んでるわけでしょうけども、そして扶養家族にして、癌治療して今度完治して帰ったとか。それについてはっきり出たわけですけども、知っとるか分からんけども、そういうことの例もあるし、海外の人が治療のために日本に滞在して国保を受けて、ちょっとこう言い方悪いけども、何か治療を受けてまた中国に戻るとか、そういうのもあるのかなと思ったりして、まずはその保険証を取得する要因というか、外国の人達のあり方。そういうところ規制か何か、どういうことで発行する、いやこの人は発行できないとか、そういうのちょっと分かっておればお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

外国人につきましては、3か月以上の在留資格を有してる方については保険証を発行しておりまして、まずは住民登録をしていただいた上で、国保の保険証を発行してるという状況になってます。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

この資料の2ページのところで、平均被保険者数、平均国保世帯数、そのあとに所得情報というところでちょっと教えていただきたいんですけど、この所得階層でゼロ円の方が平成29年も30年も40%以上いらっしゃるんですけど、この所得がゼロ円で国民健康保険というのはどんな方がなられるのかちょっと教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

所得につきましては、あくまで税法上の所得になりますので、実際の収入ではござい

ませんので全く収入が無いということではないということです。それから所得がゼロでも国保税については均等割というものがありますので、1人当たり幾らというのは掛かってきますので、所得がゼロについても国保税は賦課されるということになります。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところなんです、その所得判明の1万410人ていうのはどういう方が含まれるのか。年金とか自営業とか、何か分からないですけど、そこのとこ教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

年金者も含まれますし、単純に所得が判明した方ということになります。給与所得者、年金所得者、営業の所得であるとか、確定申告をされたであるとか、何らかの所得があるというのが判明した方ということになります。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

被保険者数より多いというのは、どう考えたらいいんですかね。累計、何ですか、ちょっと分かりません。そこのとこ教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

こちらにつきましては上の方に書いてはあるんですけども、国保資格取得履歴のある人ということで、擬制世帯主と資格を喪失した方も含んでおります。それで実際8,500人ほどの被保険者なんですけれども、所得の判明した方が1万410人ということになっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと関連してお聞きしますが、今のはそうすると、長与町で本来国保に加入の疑いというか、加入の条件、条件とも言わんですね、加入する可能性がある人が1万410人いるということなんです。その被保険者との違いというのは、これまでも資格喪失も含んで一定国保に加入資格をすると。年間通してという意味か。そうですね。29年度の年間を通して1万410人、平均すると8,581人という解釈でよいかとですかね。そういうふうに解釈していいのかどうかお願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

そのとおりです。途中で資格を喪失される方もいらっしゃいますので、年間を通して所得が判明された方が1万410人ということになります。

○委員長（西岡克之委員）

今から歳出について質疑を行います。歳出全般で結構です。質疑のある方はどうぞ。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先程触れましたけれども、外国の方も保険証もらえば当然治療を受ける権利が発生するわけですね。その目的が3か月というあれでどうできたか分からないけれども、そういう実際、NHKの報道で全国的にはそういうのが発生するというテレビ放映があったわけですけども、長与町においてそういう事例というか、何かちょっとおかしいとか、どうしても治療の方に費用が出ていきますので、保険料が幾らか入っても。何かそういう情報とか、あるいは何か国からの調査の方法とか、何かそういう点は出てるんですか。よろしくをお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

国の方からその件につきまして調査がっております。長与町につきましては、該当者なしで返答をさせていただいております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

25ページの高額療養費で全体的に663万幾ら増えているというところで、内容を見ると悪性新生物が増えているのかなと思うんですが、かたや予防する方で高額療養も増えているというのを、今後、抑制というのは難しいでしょうけれども、未然に防ぐというところではどんなところをしていかれるのか教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

やはり健康保健課としては予防が大切だと思っております。しかしながら平成29年度特定保健指導の受診率は28年度に比べ若干落ちてます。そういうところの反省を踏まえて、さらに特定健診の受診率をまずアップさせる。受診率がアップしないと、どういった方がどういった健康状態にあるかというのが掴めませんので、とにかく受診率のアップに努めていきたいということと、あと癌についてもやっぱり受診率をアップしていかなければいけないと考えておりますので、今後、いろいろ例えば町の体育祭、そし

て健康まつり、ヘルシーウォーキング、私達が地域に出しております健康教育、そういうあらゆる場を通して受診の呼び掛けをしていきたいというふうに考えております。また町の広報紙等も使って、特定健診の受診及びがん検診の受診を呼び掛けていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

どこでその効果が表れているのかなというふうにちょっと思うんですけども、22、23ページの趣旨普及費でジェネリックの告知か通知かされてるのではないかというふうに思うんですが、それが医療費、薬品の削減に効果が出るものなのか、そこをひとつお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

ジェネリックにつきましては使用率は上昇をしているんですけども、それが医療費にどれくらいと言うか、具体的に幾らというのはちょっと掴んでいない状況です。先程の医療費の方でちょっと質問をされてたと思うんですけども、私達が今予防しているところで、効果が今上がってる疾病が高血圧症については明らかに効果が上がってるかなと思ってます。それはジェネリックも含めて健康教育とか、その他いろいろあるかと思うんですけども、長与町の医療費は1番高血圧症の支払いが多かったんですけども、ここ3年ぐらい前から今徐々に減少をしているような状況です。ただし糖尿病については少し下がってきてたんですけども、平成29年度少し上がってるような状態ということで、やっぱり増減を繰り返しながら動いているような状況になってます。平成29年度の1人当たりの医療費については少し上がってはいるんですけども、県下で平成28年度は県で14番目ぐらいだったんですけども、29年度は16番目ぐらいに落ちているという状況で、少しずつですが効果も出てきてるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

その部分は、例えばジェネリックに限らず特定健診だとか、そういうところでの取組が効果を出してきているのかなと思うんですけども、ただ特定健診が28年度からちょっと落ちた理由というのが何だったのか、28年度が実績が45.6%、平成29年度が44.8%と指導実施率も10%以上下がってるという状況ですね。この背景と伺いますか、この原因というのが何だったのか教えていただければと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

特定健診につきましては、29年度今までになく力を入れて活動してきたつもりだったんですけども、蓋を開けてみると落ちてたということで、私達自身ももう少しはっきり理由を解析をしないといけないというふうに考えてますけども、具体的にこれだっていう理由が思い当たらないというところが正直なところなんです。それとあと特定保健指導については10%以上減少してます。これも平成27年度からちょっと落ちてきてましたので、28、29と少し体制を変えたんですね。今まで保健指導を2人1組で保健指導に当たってたんですけども、やはり効率が悪いということで1人ずつに体制も変えてはみたんですけども、なかなか相手がいることで日程が合わなかったりとか、あと拒否があったりとか、そういうことがあって積極的に行けなかったと言いますか、合わなかったというのがあって受診率の低下に繋がったというふうに考えております。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

あちこち飛んで申し訳ないんですけども、次は30、31ページの保健事業費のことでちょっと私認識不足だったんですけども、疾病予防の19節のはり、きゅう補助、御説明の中では国民健康保険と社会保険に対しても行っているということで、この利用区分はわかりますか。例えば270万5,000円に対して、国保加入者と社会保険加入者と分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず平成29年度国保加入者が1,496件、そして金額の方が74万8,000円になります。そして国保以外の方が3,914件、金額の方が195万7,000円になります。合計が5,410件で、支払額が270万5,000円になります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私がそういう質問していいかどうかちょっとよく分からないんですけども、これまで私は一般会計から国保会計に繰り入れたらどうかというふうな意見を、ずっと法定外の繰り入れをやったらどうかと、やれないという理由が国保は国保だけだと、一般会計で税金を払ってる人は社会保険に加入してるからできないんですよという話をしたり。国保会計は国保対象者かなと思ったら社会保険の加入者にもこの財源を使ってるわけですかね。それというのは、じゃあどういうふうに考えればいいのかなと。あくまでも税をいただいて、当然国だとか県の補助金もありますけども、そういう中身で国保加入者

に対しての医療費の負担だとか健康増進だとかやるというふうな発想からすると、こ
だけ社会保険加入者に対して補助金を出してるというのが、どういう捉え方かなとい
うふうに、ちょっとどう捉えていいのかよく分からないもので。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましては、一般会計の方から国保会計に繰り入れてもらって補ってもらっ
てます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

このはり、きゅうの補助金というのは、これは整骨は全く入ってないわけですか。そ
れとここの対象の、長与町のはり、きゅうの件数がどれくらいあるのか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

はり、きゅうにおいては整骨は入ってはおりません。はりときゅうだけです。お店の
数なんですけども10店舗になります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そうすると整骨は、この中では全然国保で入ってないということですか。今、ちょっ
と社会問題になってるのはレセプトの上増しとかして請求するとかいうことで随分事件
になってますよね。これについては国保の部分は全くないということかな。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

この受診券は医療保険は使ってないので、健康増進という意味ですので不正請求
とか、そういうのは心配しておりません。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そうするとその整骨とかいう扱いについては、この決算書には出てこないということ
ですか、全く。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましては2款保険給付費の3目一般被保険者療養費に出てきます。

○委員長（西岡克之委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そしたらその金額はどれくらいになりますか。件数とね。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ委員会を再開いたします。答弁を求めます。

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

柔整の分ですけれども、件数が6,190件、保険者の負担分が3,145万1,680円となっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程のはり、きゅう補助金ですけど、掛かった費用が定額で一般会計からきてるんですか。先程いわゆる国保以外の195万7,000円というのは、それが定額できてるんですか、そういうふうな理解でいいんですか。お願いします。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

社会保険者の分、全額一般会計から繰り入れております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それはもうその額だけが請求されて、その額どおりにきてるという形で捉えていいんですか。例えば何を言いたいかという、一般会計から繰り出す額にもう入ってますよという形で捉えられてるのか、きちんこの額を請求してこの額だけが入ってきてるのかと、一般会計からの繰り入れのところにこの額だけの請求があるのかというところを確認したいと思ひまして。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

その額だけを一般会計から繰り入れております。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

31ページですけれども、健康ポイント制度のところでもミクン貯めんばそん隊ですかね。これでいろいろな消耗をあれしてるんですが、今のところ現状として何人ぐらいの方が参加されてあれなんですかね。消耗品として出されてますけど、これはどういうふうな形で今出されて。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

消耗品費につきましては印刷製本費として三角柱ですね。そこの役場の前にありますけれども、そこの印刷製本が3万2,400円、あと同じく印刷製本費で懸垂幕、この役場の前にある懸垂幕を5万4,000円、それと同じく印刷製本費でミクンのシールを買っておりますので、これが5万6,160円、同じく印刷製本費コラボマップとして商工会と一緒に商店街のマップを作っております。歩数とか、キロ数を書いた分、そういうのでまず印刷製本費は使ってます。消耗品としてゴム印、ネームランド、書籍、バーコードリーダー、ファイル等を購入しております。以上が需用費として使ってる内訳になります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

質疑を歳入歳出全般でします。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

歳入の12、13ページの国庫補助金の1節財政調整交付金の特別調整交付金が年々減少されてるんじゃないかな、28年度決算と比べても減少してるみたいなんで。この理由が特別交付金というのは特別な対応というふうな話をちょっとされてましたけども、1つ考えられるのが被爆者の減かなというふうに思うんですけども、それ以外にも調整交付金の減が背景があるのかなというふうに思いますけども、それが分かればお願いしたいのと、あと14、15ページの県の財政調整交付金ですけども、収納率向上のための交付金ということで説明がありましたけれど、この全額がその対象なのかなとちょっと疑問に思ったんですけども、その一部が対象になってるということではないかなというふうに。そうであれば財政調整交付金のほかの部分で、全部上げるとなるとちょっと大変でしょうけども、主なものを挙げていただければというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず最初に特別調整交付金の部分なんですけども、減額になった部分は全額原爆による影響です。それとあと県の財政調整交付金、収納率の向上アップということで1,300万、県の方から交付を受けております。その他につきましては調べたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

この収納率向上の条件というのはどういう条件ですか。金額的に非常に1,300万、収納率向上で1,300万って大きいなと思うんで、ちょっと条件が分かれば教えていただきたいと思うんですけども。

○委員長（西岡克之委員）

ちょっと長時間に及ぶので45分まで休憩します。

（休憩 14時36分～14時47分）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会再開いたします。

先程の河野委員の質疑に対して答弁を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

先程、御質問されました貧困の方の保険証の取り扱いについてですが、1人1人調査というのはちょっと無理ですので、今のところ把握してない状況です。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

先程の県の特別調整交付金の収納率確保事業で今回1,300万円を交付されてるんですけども、県の調整交付金のメニューの1つに取り組み姿勢評価分というのがあります。その1つに収納率確保の向上のための事業というのがあります。この収納率確保のために行っている取組が特に優れている市町に対して、県から長崎県内で上位に入った市町に対してこの1,300万円が交付されるというのがあるんですけども、こういった点でそれが高得点になったかといいますと、まず28年度の収納率が高水準であること、そのほかに過去5年間の現年の収納率が高いということ、それから滞納世帯の割合が減っているということ、あと滞納処分の実施状況が良いということ、それから徴収対策として体制を強化しているということ、口座振替の比率が上がっているということ、預貯金調査を実施しているということ、未申告者の解消をしているということ、そういったところで取組に対して点数が付きまして、それが上位に入ったということで1,300万円が交付されたというものになっております。

○委員長（西岡克之委員）

歳入歳出に渡って質疑はございませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議案第57号平成29年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。まず、平成29年度は説明でもありましたように国民健康保険税の引き上げがなされた年であります。それで保険税の収入済額が9億200万ということで28年度から6,200万ぐらい増えてると。今回の決算書の歳入歳出の差し引きを見ると6,600万になっているということで、ほぼ保険税で確保した金額が残る形になったという意味では、これは1年を通してこういう結果だというふうな理解はしますが、保険税の引き上げが果たして必要だったかどうかというふうな疑問が湧きます。というのも、出していただいた資料でも分かるとおり私は毎回このことも指摘しますが、やはり国保加入者の所得が非常に低いと、もう200万以下の、これは被保険者数でありますけれども、半数どころかもう8割、9割を占めるという状況。こういう中でやはり今のこの高い国保税の負担を求めるのが果たしてどうなのかというのが、私のこの国保会計に対する考え方でありまして、やはり社会保険という立場からすると、本来社会保険というのはいろんな形で弱い立場の人達を救済するというふうな役割をもたなければならないというふうに常々思っていますので、これが果たして、保険税を賦課されることによって本来の生活が脅かされている状況になっていると私は思います。そういう意味ではおおもとは国民健康保険に対する国の負担率を上げてもらうことが大条件となりますけれども、地方自治体でできる様々な取組をやって、こうした状況を解決しなければならないというふうに思いますけれども、残念ながら29年度決算でもそういう事態がされていないということでは決算認定について反対したいというふうに思います。

○委員長（西岡克之委員）

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号平成29年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件の採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は御起立をお願いします。

（起立多数）

賛成多数。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

それでは、ただいまより議案第52号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは議案第52号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ161万3,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,725万3,000円とするものでございます。

それでは詳細につきまして補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入ですが6、7ページをお開きください。4款1項1目繰越金は平成29年度決算繰越金で161万3,000円を増額計上いたしております。次に歳出につきまして説明いたします。10、11ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、平成29年度から繰り越した保険料の確定に伴う納付金として157万9,000円を増額計上しております。3款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金は、平成29年度決算に伴う繰越金から広域連合納付金を差し引いた額を一般会計に繰り出すもので3万4,000円を増額計上いたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

今、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてください。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

歳出の10、11ページのところで、後期高齢者医療広域連合への納付金ですが、これはこの金額が請求があったということで、この金額を出すものなのか、29年度の中の納付金の一部を今回繰越金が出てきたから支払うというふうな仕組みなのか。通常考えて579万だけの請求をしてくるかなとちょっと思ったんで、今回この過年度分ならこういう請求が分かるんですけども、現年度分みたいなんで、こういう出し方をした背景が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

後期高齢者医療の仕組み上、30年の4、5月に入った保険料については、翌年度に繰り越して広域連合に支払うことになっておりますので、これが30年の4、5月分に納付された29年度分の保険料になりますので、その分を繰り越して広域連合に支払う

ものになっております。

○委員長（西岡克之委員）

ほか質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第52号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

議案第58号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして説明いたします。決算書の説明に入る前に平成29年度の長与町後期高齢者の状況につきまして説明いたします。平成30年3月末の被保険者数は4,866人となっており、前年度と比較すると192人増加しています。人数の件ですけれども、お渡しした資料は平均になっておりまして、私が先程述べました人数は3月末の人数になっておりまして、そこで少し差が出ております。

それでは決算書の説明に入らせていただきます。歳入につきまして決算書の1、2ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの収入済額合計額は4億6,696万9,655円で、前年度比5.0%増となっております。なお不納欠損額は20万2,700円、収入未済額は83万700円で前年度より不納欠損額は11万6,300円の減、収入未済額も36万100円の減となっております。次に歳出につきまして3、4ページをお開きください。1款の総務費から4款の予備費までの支出済額は4億6,535万5,225円で、前年度比4.8%増となり不用額は647万7,775円となっております。

それでは歳入歳出ともに主な内容につきまして事項別明細書で説明いたします。

まず歳入につきましては6、7ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は3億7,898万7,900円で、前年度比5.2%の増となっております。収納率につきましては現年度分が99.90%、過年度分が43.04%、保険料全体で99.72%となっております。2款使用料及び手数料は督促手数料347件分でございます。3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は広域連合共通経費と一般管理費等事務費の繰入金でございます。2目保険基盤安定繰入金につきましては、所得に応じて保険料を軽減する制度による保険料不足分を一般会計から補てんするもので、うち4分の3を県負担金として一般会計で受け入れております。4款1項1目繰越金は平成28年度決算による前年度繰越金です。8、9ページをお開きください。5款諸収入2項償還金及び還付加算金15万4,800円は、死亡、転出等による保険料還付金を広域連合から受け入れたものになります。3項1目町預金利子は後期高齢者医療特別会計の預金利子です。以上が歳入となります。

続きまして歳出につきまして御説明いたします。10、11ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、ほぼ例年どおりの支出となっております。13款委託料は100万円計上してはいましたが、システムの改修等がなかったため不用額として計上しております。13節負担金、補助金及び交付金は長崎県広域イーサネットワーク回線利用に係る負担金です。2項1目徴収費1節徴収委託員報酬は、徴収実質60件、92万5,300円となっております。12節役務費はコンビニ収納が平成27年度から開始され1,138件の収納がありました。手数料1件当たり56円と消費税で7万6,143円支出しております。ほかはほぼ例年どおりでございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金は前年度比4.7%の増となっております。12、13ページをお開きください。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は保険料還付金です。2項繰出金は平成28年度決算による一般会計の繰出金です。4款予備費の支出はありません。次に14ページ、実質収支に関する調書は御覧のとおりです。以上が後期高齢者医療特別会計の歳入歳出に関する説明です。別冊で主要な施策の成果に関する報告書を添付いたしておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（西岡克之委員）

説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。まず、これも歳入全般で質疑をしたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

歳入の6、7ページのところで保険料の経営関係ですけれども、いただいた資料でも不納欠損が3件あります。3件の不納欠損の理由を教えてくださいたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

3件のうち2件が生活困窮によるものです。金額で2万9,600円、1件が死亡で17万3,100円となっております。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

国保でも同じようなことを聞いたんですけども、この生活困窮の場合は、特に後期高齢者の場合はそういう制度があるのかどうか分かりませんが、当然、後期高齢者の保険証というのをそのまま持ってらっしゃるといふ形によろしいでしょうか。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

保険証につきましてはそのままお持ちということです。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

それでは決算書の中で、介護でも聞きましたけども特別徴収と普通徴収の割合がどういふ状況か教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

特別徴収の割合が74.15%になっております。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑のある方。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

出していただいた資料と比べて、還付未済額が2万4,200円あると。収入未済の三角の数字だと思うんですけども、歳出のところで保険料の還付があつてみたいんですけど、これ未済額というのはまだ返してないという事情でしょうけど、ここで載らなかつた場合どうなるんですか。次の30年度の決算には出てくるんですか。これ何か出てきそうにないような気がするけど、どうなるんですかね。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

決算書の還付未済額につきましては、出納閉鎖までに還付ができなかつた分になるん

ですけれども、こちらについては30年度の歳出予算の還付で出てくるということになります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確認ですけど、そうすると保険料として30年度の中に入ってくる仕組みになるんですか。この2万4,200円というのは。そこからまた還付をするという形にするのか、ちょっとよく仕組みが分からないんですが、30年度の歳出予算になるというのは、30年度のどこの歳出、歳出予算にそのまま出てくると、そうすると歳入には入らなくて、そのまま歳出予算に出てくるという数字になるんですか。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

歳入につきましては、29年度で入っている分になりますので、30年度では歳出だけということになります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

そうすると30年度の歳入は2万4,200円は入らないんですね。でも2万4,200円は歳出で出ていくんですね。じゃあ数字合わせていくと2万4,200円合わなくなるんですか。ちょっと素人的な質問で申し訳ないですけど。

○委員長（西岡克之委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

29年度で一端歳入で入ってます。そして、それが還付できませんでしたので、30年度の歳出で返します。その分については今度、広域連合に請求をしまして、広域連合からまた歳入としてもらうということになっています。

○委員長（西岡克之委員）

続きまして、歳出の方も質疑をしていきたいと思います。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

資料をいただいております医療費の状況。平均保険者数から1人当たりの給付金まで1度に分かりますけれども、長与が1人当たり102万9,687円、これは県全体よりもちょっと金額が2万円ぐらい高いけど、県下のおおのの地域、市町村から見た場合に、長与の場合の給付金額102万9,000円というのは多い方ですか、少ない方ですか、真ん中ぐらいか、ちょっとそここのところの見解をお願いします。

○委員長（西岡克之委員）

しばらく休憩します。

（休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を開催いたします。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

先程の質問に関しましては、後程、回答させていただきます。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑のある方。

安部委員。

○委員（安部都委員）

1人当たりの受診回数は38.1回となってるんですが、これは月ですか年ですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

その受診回数につきましては年になります。

○委員長（西岡克之委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

年だということは、例えば1人整形外科、内科、眼科とか皮膚科とかにかかっているとしたら、それはもうまとめて1人全部合計ということなんですか。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まとめて合計になります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

保険基盤安定繰入金です。軽減策があつて、2割、5割、7割、9割の対象人数を教えてください。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

2割軽減の被保険者の方が462人、5割軽減の方が378人、7割軽減（8.5割）ですけどもこの方が717人、9割軽減の方が1,096人になります。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

歳出のところで伺いたいと思います。徴収費、徴収嘱託員報酬ですけども、間違っていたら訂正していただきたいと思うんですが、60件の92万5,300円、これは保険料の徴収金額で報酬が変わるんですけど。ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

徴収員報酬の計算なんですけれども、徴収員の方が徴収してきた金額の10%と訪問した件数1件当たり200円というのが加えられますのでその合計額になります。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

28年度の決算でお聞きしたときは、98件の69万8,500円というふうに私資料で書いてるんですよ。今回60件で92万5,000円というのと、そうするとかなり徴収金額が多かったのかなというふうに思うんですけども、1番多かった金額でどれくらい分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

具体的金額については今手元に資料がありませんので分かりません。以上です。

○委員長（西岡克之委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

数字が分からなければ、そういう背景がここの中に含まれてるというふうな形で捉えていいものか、お願いしたいと思います。

○委員長（西岡克之委員）

課長。

○健康保険課長（志田純子君）

議員が言われるように1件あたりの金額が大きかったということです。

○委員長（西岡克之委員）

ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようならば質疑をこれで終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議案第58号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。毎回同じような反対討論になりますけども、やっぱりそもそも制度の問題が大きく反対の中にはあります。75歳を超えると必然的に自動的に後期高齢者の枠に入ると。後期高齢者の制度の中では医療費が増えるたびに保険料の増額に繋がっていくということで、そういう制度そのものが私はやはり問題だというふうな立場です。審査の中でも分かりますように保険基盤安定繰入金で軽減策が必要な世帯、被保険者数が約半数に上るという意味では、国もこの制度の中で余り負担をかけない方がいいということはある意味認めてる状況ではないかというふうに思います。しかしながら、それをそういう状況でありながら一部の補てんだけでその制度を回避しようというふうにされてることは、根本的に負担増が増えていくということ解消できないというふうに思いますので、今回のこの決算認定についても反対の立場で討論いたします。

○委員長（西岡克之委員）

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

起立多数。よって本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

それでは休憩を閉じ、委員会を戻します。先程の介護保険の中において、質疑で未回答の部分がございます。答弁を求めます。

辻田課長。

○介護保険課長（辻田正行君）

先程は失礼しました。まず、饗庭委員の国庫支出金の中で地域支援事業交付金の介護予防日常生活支援総合事業とそれ以外の事業ということで、大きく歳入が分かれてるんですけども、それについて歳出側についての主な事業ということで、A4の横の資料になりますけれども、こちらの方が左側の上の方が歳入、下がそれに関する歳出項目ということで上げております。介護予防日常生活支援事業につきましては種別として2項目ございます。総合事業の関係で給付から移行した分と、それと従来介護の1次予防、2

次予防という部分が再編されまして一般予防事業となっております。この分が介護予防日常生活支援総合事業ということになります。それ以外の事業ということで下の方にあるんですけども、総合相談事業、任意事業、包括的支援事業ということで、大まかには3項目に分かれております。種別の横に各事業名と事業内容、それと事業に係る対象者について記載しておりますので御参照をお願いいたします。

続きまして、河野議員の主要な施策についての給付の総計の内訳ということで4ページになりますけれども、これにつきましてはA4の縦の資料の左側に主要な施策の事業実績の金額を掲載しております。右側、備考のところに決算書で示されてる細節の名称ということで、それぞれ居宅サービス給付につきましては2万4,314件の10億7,662万4,755円、内訳としましては居宅介護サービス費と介護予防サービスということで2項目それぞれ分かれております。主要な施策につきましては介護分と介護予防分を合算した金額ということで書いております。内訳につきましては、件数等それぞれ資料ということで掲載しております。説明が遅れて申し訳ございませんでした。

○委員長（西岡克之委員）

委員の皆様、よく読んで理解を深めていただきたいというふうに思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（西岡克之委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

先程の吉岡委員の質疑に対しての答弁を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは吉岡議員の御質問にお答えします。長与町は平成29年度1人当たり医療費は102万9,940円となっております。県で4番目に高い医療費となっております。県の平均は100万6,900円となっております。1番高いのは長崎市で1人当たり118万8,573円となっております。

○委員長（西岡克之委員）

どうも御苦勞様でした。

それでは本日の産業厚生常任委員会を閉会したいと思います。皆様御苦勞様でした。

（閉会 15時47分）

委員長